

指宿広域市町村圏組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第13号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号

平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 非常勤消防団員としての職務に従事する場合

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、任命権者又はその委任を受けた者が必要と認める場合

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。